

シックハウス対策に係る確認申請書式の記載方法

以下にシックハウス対策に係る確認申請書式の記載方法を列記します。詳細については、担当者にお問い合わせ下さい。

1 換気計画

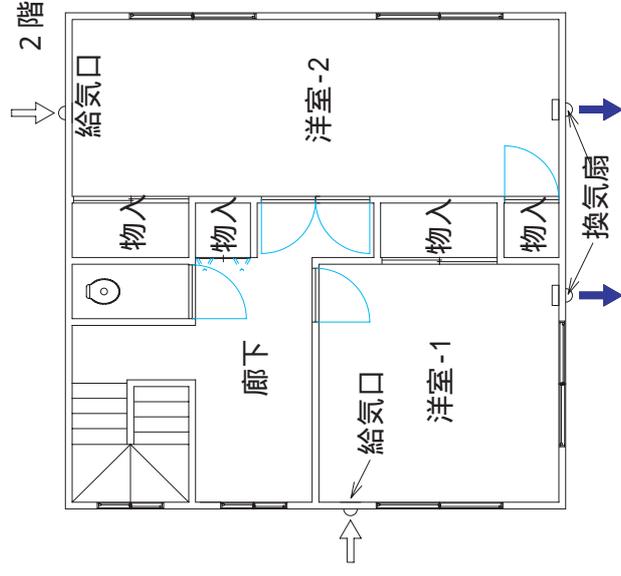
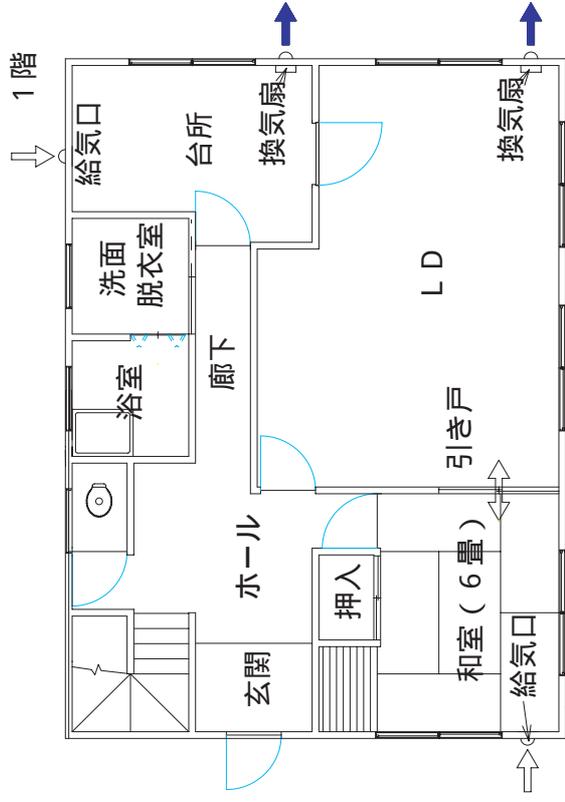
- (1) 各階平面図等に、換気計画及び通気経路を明記して下さい。
 - ・ 居室と廊下等の間に換気経路を設ける場合、換気ガラリについてはガラリ部分 100 cm^2 程度以上、アンダーカットについては 1 cm 程度以上の開口を確保して下さい。
 - ・ 引き戸、ふすま及び障子については2枚以上のもの(開口部が一間程度以上)は、周囲に十分な隙間が存在するものとして、換気計画上一体として扱います。
- (2) 換気計画上一体的になっている部分(以下「換気計画部分」)ごとに、換気種別、床面積、天井高、部屋容積、換気回数、必要排気量、設計換気量を「必要換気量計算表」に明記して下さい。
 - ・ 天井高さの算定においては、換気計画部分ごとの容積を当該床面積で除したものを天井高さとして扱います。

2 内装仕上げ

- (1) 「建築材料一覧表」に使用する建築材料及び種別(F 等)を記入して下さい。
- (2) 施行規則第1条の3でいう「使用建築材料表」は、別に定める様式を使用することとし、換気計画部分ごとに作成して下さい。
 - ・ 規制対象外材料(F 等)のみを使用する場合も、「使用建築材料表」にその旨を明記して下さい。尚、その場合建築材料面積の使用制限の計算は不要です。
 - ・ 作り付け家具等で「使用建築材料表」のみでは面積の確認が困難な場合は、展開図等を添付して下さい。

3 天井裏等

- (1) 天井裏等に関しては、居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層等の有無及び下地材、断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種別を明確にし、「必要換気量計算表」の「天井裏等」欄にご記入下さい。



<条件>

- ・各室局所排気とする。
- ・LDと和室の間は引き戸につき通気性あり。
- ・換気回数は各室とも0.5回/hとする。
- ・壁、天井に関してはF ー を使用(和室を除く)。
- ・天井裏等に関してはF ー を使用するものとする。

このプランは説明用に作成したもので、実用的なものではありません。

必要換気量計算表

階数	部屋名	換気種別	①	②	③=①×②	④	⑤=③×④	⑥	
			床面積 ㎡	天井高 m	部屋容積 ㎡	換気回数 回/h	必要換気量 ㎡/h	設計換気量 ㎡/h	
1階	和室	3種	36.440	2.400	87.456	0.5	43.728	50	
	LD								
	台所		9.110	21.864	10.932				30
2階	洋室1	3種	13.250	2.500	33.125	0.5	16.563	30	
	洋室2								39.880
合計							121.073	160	
天井裏等	天井裏等に関してはF を使用								

建築材料一覧表

記号	建築材料	種別	記号	建築材料	種別
a	複合フローリング	F☆☆☆	k	据置収納	F☆☆☆
b	構造用合板	F☆☆☆	l	天井材(天然木化粧合板)	F☆☆☆
c	普通合板	F☆☆☆	m	ふすま	F☆☆☆
d	木製階段	F☆☆☆	n	押入棚板	F☆☆☆
e	じゅらく塗り	F☆☆☆☆	o	床の間	F☆☆☆
f	開戸	F☆☆☆	p	キッチン	F☆☆☆
g	引戸	F☆☆☆	q	洗面化粧台	F☆☆☆
h	玄関収納	F☆☆☆	r	玄関収納	F☆☆☆
i	引違建具	F☆☆☆	s	壁紙施工用でんぷん系接着剤	F☆☆☆☆
j	収納扉	F☆☆☆	t	ビニルクロス	F☆☆☆☆

$$N_2S_2 + N_3S_3 \leq A$$

N₂: 次の表の(一)の欄の数値

N₃: 次の表の(二)の欄の数値

S₂: 第二種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積

S₃: 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積

A: 居室の床面積

居室の種類	換気	(一)	(二)
		住宅等の居室(※1)	0.7回/h以上(※2)
	その他(0.5回/h以上0.7回/h未満)(※2)	2.8	0.5
住宅等の居室以外の居室	0.7回/h以上(※2)	0.88	0.15
	0.5回/h以上0.7回/h未満(※2)	1.4	0.25
	その他(0.3回/h以上0.5回/h未満)(※2)	3	0.5

1 住宅等の居室とは、住宅の居室、下宿の宿泊室、家具その他これらに類する物品の販売業を営む店舗の売り場をいう

2 換気について、表に示す換気回数の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保されるものとして

国土交通大臣が定めた構造方法を用いる(H15国交告274号)もの、または国土交通大臣の認定を受けたものを含む

